

次世代育成支援対策推進法の当社行動計画

1. 計画期間

2024年4月1日～2029年3月31日(5年間)

2. 内容

目標 1 年次有給休暇の取得向上(14日以上/年・人)を目指します

<対策>

- ①年次有給休暇の時季指定について、法定を超える日数を指定します
- ②①に加え、ノー会議デー兼年次有給休暇の取得奨励日を設定し、年間休日表にも明示します
- ③月次業績検討会議にて、年次有給休暇の取得状況を毎月報告し、達成を推進します

目標 2 育児休業・育児休業給付・産前産後休業などの諸制度、および働き方改革関連法の概要について周知を図り、従業員の意識変化を促し、活用を推進します

<対策>

- ①新入社員教育～新任の管理監督者(主任、係長等)に対する階層別教育までにおいて、諸制度の概要、世間動向、働き方改革関連法の趣旨や制定の背景を説明し、これらの周知を図ると共に活用し易い雰囲気作りを進めます
- ②管理職会、総務連絡会等で、四半期に1回以上、取得や相談対応の実績報告を行い、活用を促します

以上